令和７年度　桂浜花海道公衆便所清掃管理業務仕様書

１　委託業務の目的・内容

　　　県道春野赤岡線（花海道）に設置されている公衆便所（３箇所）を利用される方が、快適かつ安全に使用できるように清掃及び見回り等を行う。

　　（１）清掃、見回り、備品交換・補充

　　　　①トイレ施設・敷地内の設備の清掃を行う。

　　　　（便器、洗面・手洗い場所、トイレ床・地面（落ち葉・ゴミ拾い等）、窓ガラス・壁（汚れが著しい場合））

　　②備品（トイレットペーパー）の交換・補充。袋ごと出しっ放しは盗難が危惧されるため、必要最低限の

個数を個室棚に置くこと。

　　　　③トイレ施設・敷地内で不具合（消灯、水漏れ、断水、トイレ詰まり、設備（ドアや鍵、照明器具等）の

損壊等）がないかを点検。不具合を発見した場合は別紙フロー図に従い高知土木担当者（以下、「担当」

という。）に連絡し、指示に従うこと。

（２）見回り、備品交換・補充

　上記②及び③

２　委託場所　※別添地図参照

　　　①東トイレ（高知市浦戸835-4）

　　　②中トイレ（高知市浦戸839-48）

　　　③西トイレ（高知市長浜6596-1）

３　委託期間

　　　令和７年４月１日～令和８年３月31日

４　時期・回数等

（１）清掃、見回り、備品交換・補充

　　週３回

　　　・基本、土曜日及び休日明けの日を含む３日間

　　　　（やむを得ず対応できない場合は、どちらか１日は含むこととする。）

・利用者が多く見込まれる期間（ゴールデンウィーク等の連休中及び前後）は密に対応すること。

（２）見回り、備品交換・補充

　　週３回

・清掃する日以外の日

（３）その他

　　　　　・祝日法に規定される祝日については、施設が対応できる日で設定して差し支えない。

　　　　・業務のシフト計画を前月末までに別紙様式１（「計画」欄）により報告すること。

・作業時間帯やかかる時間については特に規定はないが、目的が達せられること。

　　　　・毎月の業務を完了したときは、翌月１０日までに別紙様式１（「実績」欄）により報告すること。

　　　　・毎月末、備品及び清掃用具の棚卸しをし、翌月１０日までに別紙様式２により１か月間の必要数を報

告すること。月の途中に不足が生じた場合は、その都度、必要量を報告すること。

・やむを得ない事情により、上記（１）（２）によれない場合は、担当と事前協議を行うこと。

５　その他

　　　・委託料は、月額精算（毎月末締め翌月払）とする。

　　　・上記以外で業務の履行に必要な事項については、必要な都度、協議を行い決定することとする。

別紙

高知土木事務所への連絡フロー図

見回り

通常の状態

（事務連絡等）

不具合発見

高知土木勤務時間外

（17:15～8:30）

高知土木勤務時間内

（8:30～17:15）

088-882-8646

